

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市庵治町土地改良区が土地改良事業（団体営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）坊の奥上池地区）を行うことについて平成30年7月13日認可した。

平成30年7月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 西 原 義 一